

公益社団法人 高 分 子 学 会
高分子学会 優秀ポスター賞規程

(2014年1月9日 理事会承認)
(2014年11月19日 一部改定理事会承認)
(2020年11月16日 理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子学会優秀ポスター賞（以下 本賞）の授賞については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 高分子学会年次大会（以下年次大会）および高分子討論会（以下討論会）において、優れたポスター発表を行った発表者を表彰するため本賞を授与し、もって発表を奨励し、高分子科学ならびに高分子学会（以下本会）の発展に資することを目的とする。

(対 象)

第3条 ポスター発表申込時に審査を希望した者のうち、優れたポスター発表を行った発表者を受賞対象とする。審査に際し 2つの部門を設け、各部門の対象者は次の通りとする。但し、年次大会または討論会の運営委員会は、会長の承諾の上、学生部門のみを対象とすることができる。

(1) 学生部門（資格：年次大会、討論会開催時において学生且つ学生会員であること）

(2) 一般部門（資格：年次大会、討論会開催時において 35 歳未満の正会員であること）

(賞)

第4条 本賞の授賞件数は、原則として審査を希望するポスター総発表件数の10分の1程度とする。

(受賞者の選考)

第5条 年次大会および討論会の運営委員会内に優秀ポスター賞選考のための選考委員会を設置する。

2 発表の予稿原稿をもとに第一次審査、ポスター発表をもとに第二次審査を行い、選考委員会での審議により受賞者を決定する。

3 前項において、同一または類似の研究業績で既に優秀ポスター賞を受賞している者は受賞者となることができない。

(受賞者の表彰)

第6条 受賞者には、本会より賞状を送付する。

(本賞の名称)

第7条 名称は公益社団法人高分子学会 優秀ポスター賞とする。なお英語名称は、SPSJ AM (Annual Meeting) Poster Award および SPSJ SOM (Symposium on Macromolecules) Poster Award とする。

補 則

1. この規程は、理事会の承認を得て施行する。